

重層的支援体制整備事業実施計画(案)に関する意見募集結果について

No.	寄せられた意見	町の基本的な考え方・見解
1	町民に「重層的支援」と言っても、内容が伝わりにくいかもしれません。例えば、「たつの まるごと相談支援」(仮称)高齢、子育て、障がい、生活の不安など、どこに相談したらよいかわからない困りごとを、町が関係機関と連携して受け止めます。のようにするなどはいかがでしょうか。	「重層的支援」の名称の伝わりにくいことにつきまして、本計画の副題を「～全世代まるごと・ささえあいプラン～」と設定します。 この副題のもと、高齢・子育て・障がい・生活困窮など、分野を超えた「まるごと」の相談支援体制を広く周知していきます。
2	表面上に現れてこないのが、これまでの課題でもあります。民生委員に依頼しても限界があります。ましては、関係機関に足を運び相談となるとハードルがあがってしまうので、そこが悩ましいところです。例えば、「行かない窓口」としてホットラインの開設をして相談窓口の一本化にするなども検討の余地があると思います。	本事業は、役場職員全員で取り組む事業として体制を整えています。役場へ足を運ばなくても、役場に相談の電話をしていただければ、代表から適切な窓口につながることを住民の皆様にもしっかり周知していきます。
3	つなぎメモを、データ化して事例ごとに整理していくことで、関係機関につながりやすくなると思いますがいかがでしょうか。	「つなぎメモ」の内容をデータ化することで整理・集約され、蓄積された事例を分析・共有することで、支援体制の強化や関係機関との連携につながると考えますので、データ化をしていきます。
4	事業の概要、支援の対象について ①ヤングケアラーについて 2ページで「社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、一つの世帯に複数の課題が存在」「従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度」という表現があります。 これらがあくまでも例示であることは理解します。しかし、今日的には、ヤングケアラーの存在と対応が大きな課題となっています。この計画全体を通して、ヤングケアラーの問題に対して全く触れられておらず、計画として、この問題に対する認識が弱く感じます。大きな課題として何らかの記述が必要であると思います。	ヤングケアラーは重要な課題であると認識していますので、2ページを「社会的孤立や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、一つの世帯に複数の課題が存在」とします。
5	②困難な問題を抱える女性への支援について 上記①と同様に、この計画全体を通して、困難な問題を抱える女性への支援、対応について全く触れられていません。 大きな課題があるゆえに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。特に、困難な問題を抱える女性をめぐっては、DVにつながる案件も想定されます。他の問題と異なる配慮が必要であり、慎重な対応が求められます。このことから、この計画において、現状と対応について、きちんと記述すべきと考えます。 また、かつて、町議会において困難な問題を抱える女性への支援・対応についてマニュアルの整備をする旨の答弁がされています。(令和6年9月議会)マニュアルがあるとすれば、それとの整合性も取るべきと考えます。	本計画では、限定された特定の対象者支援の記述はしておらず「一つの世帯に複数の課題が存在する複雑化・複合化したケース」に様々なケースを含むものとしており、「困難な問題を抱える女性への支援」も包含するものと考えます。 個別の詳細な運用マニュアルでなく、支援・対応については、国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」による対応を基本としています。本計画と矛盾が生じないよう関係各所と適切に連携を図っていきます。
6	(2)庁内での連携について 生活困窮者の把握などについて、水道事業者における水道検針などの際の対応が期待されています(令和3年3月29日付け社援地発0329第12号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長「重層的支援体制整備事業と水道事業の連携について(通知)参照」。計画案では対応機関が単に「庁内各課」となっていますが、これらを参考に、各課・担当者において当事者意識の共有が不可欠であると思います。	水道担当部署との連携を含め、町の行政組織全体で連携することは不可欠であります。 庁内各課が主体的に当事者意識を持って連携できるよう、全職員を対象とした研修の実施等を行うなど、組織全体での意識共有を図ることで切れ目ない支援体制を構築していきます。